別表（第２条関係）

確認		

香美市保育施設入所選考基準表
（２号・３号認定者用）

児童氏名　　**第1希望**　　**第2希望**
年齢区分（　　）歳　　**第3希望**　　**第4希望**
第5希望　　**第6希望**

１　基準指数

保育を必要とする時間等				利用頻度	基準指数
1	月曜日から金曜日	保育標準時間認定	降園時刻が１８時３１分以降	月１１日以上	600
				月１日以上	450
			登園時刻が７時２９分以前（３～５歳児クラス）	月１１日以上	600
				月１日以上	450
			登園時刻が７時２９分以前（０～２歳児クラス）	月１１日以上	200
				月１日以上	170
			７時３０分から１８時３０分までの保育		50
		保育短時間認定(就労)	８時３０分から１６時３０分までの保育		30
		保育短時間認定	８時３０分から１６時３０分までの保育		0
2	土曜日	登園時刻が７時２９分以前		月１日以上	170
		登園時刻が７時３０分以降８時２９分以前		月１日以上	50
		登園時刻が８時３０分以降			10
		降園時刻が１２時３１分以降１８時３０分以前		月１日以上	300
		降園時刻が１８時３１分以降		月１日以上	500
		利用なし			0

※「１　基準指数」では、「１」と「２」に該当するそれぞれ最も高い指数の合計が指数合計となります。

２　調整指数

優先利用事項等		調整指数
1	ひとり親家庭	10
2	生活保護世帯	10
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	5
4	育児休業明け	20
5	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	10
6	ひまわり保育園又は小規模保育事業などの卒園児童（転園児童は含まない）	150
7	保護者が身体障害者１・２級、精神障害者１・２級、知的障害者Ａに該当する（保育を必要とする事由に障害を挙げている場合）	10
8	保護者が保育所等に勤務（又は内定）している保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合	30
9	子育て支援への配慮・児童福祉等の観点から、保育の必要性が高いと認められる場合	状況に応じる
10	入所希望児童が障害を有する	状況に応じる

※「２　調整指数」では、該当事項の指数の合計が指数合計となります。

「１　基準指数」と「２　調整指数」の指数合計　　

３ 指数合計が同数の場合

ア	**要支援児童もしくは世帯**	**該当・非該当**	※「該当」の方が優先
イ	**未就学児童数**	**人**	※多い方が優先
ウ	**階層**		※低い方が優先
ウ'	**市町村民税所得割額**		※低い方が優先

※「１　基準指数」と「２　調整指数」の指数合計が複数名において同数である場合、「ア」から順に優先順位を決定します。